

例会 毎週金曜日 12:30 ~ 13:30 ホテル国際 21  
事務局 〒380-0838 長野市県町 576 ホテル国際 21 内  
☎026(235)2800 FAX026(235)0016  
e-mail:nwrc1987y@sweet.ocn.ne.jp



会長／川橋昭義 幹事／青木 宏 クラブ会報委員長／佐藤吉朗  
SAA／伊東義次 副 SAA／坂本千尋

第1569回例会 2020年（令和2年）10月9日（金）

## ロータリーは機会の扉を開く ROTARY OPENS OPPORTUNITIES

### 会長挨拶



### 川橋昭義会長

伊藤安芸（やすのり）さんゲスト卓話をして頂き有難うございます。

地区大会について

10月4日(日)、上田市のサントミューゼにて第2600地区大会が10時30分から開催されました。今回の地区大会は、新型コロナウイルスの蔓延防止ため、参加会員の人数制限された地区大会でした。長野西ロータリークラブからは会長・幹事を含め5名の会員参加となりました。成田守夫ガバナー点鐘・挨拶とプログラムに沿って始まり、選挙管理委員会の報告により「ガバナー指名の件」成田守男ガバナーは国際ロータリー第2600地区2021～22年度のガバナーとして、茅野ロータリークラブの「桑澤一郎」（くわざわ いちろう）氏を選挙することなく指名されました。またガバナーノミニーには、須坂五岳ロータリーの「上沢宏光」（かみさわ ひろみつ）氏が指名されました。そして大会決議委員会は2020～21年度地区決議（案）を第1号議案～8号議案を案として提案し決議されました。地区大会プログラムのP14～P15をご覧ください。

今大会のイベントでもあります大会記念講演は、講師として前京都大学総長山極壽一先生が「新型コロナウイルス後の人間社会」を演題として熱弁されていました。

### 幹事報告

### 青木 宏幹事

- ・10月のロータリーレートは、1ドル105円です。
- ・本日、10月4日に開催されました地区大会の資料を配布いたしましたので、ご確認ください。
- ・前回の例会でもお話しましたが、24日(土)に予定しておりました森林（もり）例会は、中止となりました。前日23日(金)に「ロータリーの森林（もり）を育む」と題して、飯田さん、南さん、野村さんにお話をいただき、今までの経緯や活動・取り組みなどを報告致します。

### ロータリー在籍表彰

### 成田守夫ガバナーより



在籍30年表彰  
大橋東二郎さん  
竹内喜宜さん  
鈴木都美雄さん

### 10月のお祝い事

### おめでとうございます

- <会員誕生記念> 藤澤克彦さん 林 智成さん  
瀧澤 聡さん 若麻績信昭さん  
<夫人誕生記念> 南ゆき子さん 藤澤由佳子さん  
<結婚記念会員> 池田修平さん 西沢 徹さん  
鈴木都美雄さん 高橋英司さん





- ・川橋昭義さん☆伊藤さんゲスト卓話ありがとうございます。
- ・清水光朗さん☆たった1回休んだだけなのに凄く久しぶりの様な気がします。
- ・小山浩太郎さん・小山亮一さん・狩野 土さん☆伊藤さん

ようこそ長野西ロータリクラブへ。本日の卓話楽しみにしています。

- ・南 信行さん☆伊東さん、GOTOトラベルありがとうございます。

・合計 8,000円 ・スヌーピー 4,735円  
・累計 177,436円

#### 講師紹介

#### 小山浩太郎副幹事



本日卓話にお呼びいただきました講師ですが、すでに多くの皆様をご存知だと思いますが、伊藤安芸さんです。今日は、行政書士としてのお立場でお呼びいただきましたが、行政書士の他にも、家族信託専門士、HACCP

コーディネーター、葬祭カウンセラーと、いつの間にこんなに資格を取っていたのか分かりませんが、非常に多くの資格をお持ちで、活躍されています。家族信託は、認知症対策だけでなく、相続対策にも大変優れている制度だと思います。今日は、その内容をより詳しくお聞きしたいと思いますので、どうぞよろしくお聞きいたします。



10 / 16 本日のプログラム

佐藤遼太郎ガバナー補佐事前訪問例会

#### 例会案内

10月23日 通常例会 2階 弥生の間  
「長野西ロータリーの森林(もり)を育む」  
10月30日 ガバナー公式訪問例会  
11月6日 休会

#### ゲスト卓話 伊藤安芸さん

「認知症対策・財産管理で注目の家族信託とは？」



伝統と歴史ある長野西ロータリークラブの例会にお招きいただき、ゲストスピーカーとして家族信託についてお話させていただきましたこと改めて感謝申し上げます。

家族信託はここ数年メディア等でも取り上げられる機会が増え、認知症対策・相続対策に優れた制度であると注目されています。認知症対策では口座凍結や不動産等の塩漬けの回避、相続対策では民法ではできなかった二次相続、三次相続その先の資産継承の指定が可能といった特徴があります。信託とは「信託法」を根拠とする財産管理の一手法であり、言葉にすると「財産を持っている人(委託者)が、誰か(受益者)のために、財産の管理や処分する権限を信頼できる相手(受託者)に託す仕組み」となります。例えば、年老いて財産の管理が面倒になってきた父(委託者)は所有する財産の一部(不動産や預金等)を信託財産としてその管理や処分する権限を息子(受託者)に移転します。この場合、名義は息子に移りますが、委託者と受益者は同一人物(父)となり、父は面倒な財産管理を息子に任せることでこれまでと変わらない生活を送ることができるばかりか、将来認知症や寝たきりなどになってしまったときに自身の財産が活用できなくなるリスクを回避できるのです。

但し、家族信託は万能ではありませんので、遺言等とのミックスや後見制度との比較など多角的な検討をすることが必要です。

※当日、受益者から次に財産を引き継ぐ場合発生するのは「贈与税」と説明しました。基本的には贈与税ですが、受益者死亡の場合は「贈与税ではなく相続税が課税され、その場合基礎控除も使える」が正しい説明となります。この場をお借りしてお詫びして訂正いたします。

